「　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」規約

（名　称）

第１条　団体の名称は（　　　　　　　　　　　　　　　　　）（以下「本団体」という）と称する。

（連絡先）

第２条　本団体の連絡先は（　　　　　　　　　　　　　　　　　）とする。

（目　的）

第３条　本団体の活動は（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）ことを目的とする。

（事　業）

第４条　本団体は目的を達成するために次の活動を行う。

　（１）

　（２）

（組　織）

第５条　本団体の会員は、本団体の基本理念および目的に賛同して入会した個人および団体とする。

（役　員）

第６条　この会に代表　　名、副代表　　名、会計　　名を置く。

２　代表者は、この会を代表し会務を総理する。

３　副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある時は、その職務を代理する。

４　会計は、この会の会計を処理する。

（経　費）

第７条　本団体の活動経費は、（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）をもって充てる。

（会　費）

第８条　会員は会費を納入しなければならない。会費は年度会費（　　　）円とする。

（細　則）

第９条　この規約のほか本団体の細則は会員の話し合いによって決定する。

付　則

１　本会則は、（　　　　年　　　月　　　日）より施行する。